

耐震診断の結果の公表

令和7年2月28日現在

■法第7条第1号に掲げる建築物（耐震診断の結果の報告期限が令和6年3月31日のもの）

No	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の主たる用途 【災害時の用途】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価結果※2				安全性の 評価※3 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
										内容	実施時期	
36	小松島公民館	徳島県小松島市神田瀬町2番63号	公民館等（避難所）		建替え済(令和5年5月完了)							
37	立江公民館	徳島県小松島市立江町字松本34-2	公民館等（避難所）		建替え移転済(令和6年3月完了)							
38	古宮生活改善センター	徳島県美馬市穴吹町古宮字長尾559-1	公民館等（避難所）	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is	0.06	q	0.25	I	耐震改修	検討中	
39	中里農業構造改善センター	徳島県海部郡海陽町芥附字芥附22番地	公民館等（避難所）	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is	1.8	q	1.73	Ⅲ			耐震改修済
40	つるぎ町役場一字支所	徳島県美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	庁舎（災害対策活動拠点）	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso	0.43	Ctu-Sd	0.43	I	除却	検討中	

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

なお、耐震改修済の場合には、耐震補強の目標値を記載している。

※3 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。）